

実施方針に係る意見

令和8年9月25日

「汚泥再生処理センター整備・運営事業」の実施方針に係る意見について、次のとおりまとめます。

N o	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見等
1	実施方針	4	第2章	1	(6) オ	本事業の対象となる業務範囲 (b) ① ④	本事業における「許認可の取得」および「計画通知等の手続き」について、業務範囲の表現の見直しをお願いできませんでしょうか。 (近年の行政書士法改正（官公署提出書類の作成・代行規制の厳格化）を鑑みますと、事業者が行政手続きの「申請・取得行為そのもの」を請け負う契約形態は望ましくないと考えます。つきましては、事業者の義務範囲を「手続きそのものの代行」ではなく、建築士法に基づく適法な設計・代理行為、および「本組合が実施する各種申請・届出に必要な、プラント仕様に関する技術資料の作成・技術的支援」に留める)
2	実施方針	4	第2章	1	(6) オ	(b) ① 設計・建設業務	諸官庁への各種申請、届出の代行業務は原則行えませんが、添付書類等の作成支援までを業務範囲としていただきたくお願いいたします。
3	実施方針	5	第2章	1	(6) オ	(b) ① 本組合が実施する業務範囲	『事業者は、「汚泥再生処理センター整備に係る生活環境影響調査書」の内容を遵守すること。』とありますが、同報告書をご提示いただきたくお願いいたします。
4	実施方針	8	第3章	2	(2) キ	落札者の決定	過度な価格競争は、地域企業の事業継続性や人材確保に影響を及ぼし、ひいては施設運営の安定性にも影響を与えることが懸念されます。定量化限度額については、地域雇用の維持と安定的な施設運営が両立できる適切な水準として設定いただくよう要望します。
5	実施方針	8	第3章	2	(2) キ	落札者の決定	過度な価格競争を避け、適正な施工体制及び品質確保ができる企業が参画できるようにご配慮を頂きたいと思います。 また、地域の方も長期間安心して生活できる事業を実施して頂けます様お願いします。
6	実施方針	10	第3章	2	(1)	事業者の募集及び選定の手順（予定）	設計・建設業務において、定量化限度額等設けられる場合、入札公告時点での明示をお願い申し上げます。
7	実施方針	10	第3章	2	(1)	事業者の募集及び選定の手順（予定）	運営・維持管理業務において、定量化限度額等設けられる場合、入札公告時点での明示をお願い申し上げます。
8	実施方針	10	第3章	3	(2) イ	本施設の設計・建設を行う者の要件 (b)	監理技術者の施工実績を必須要件とすると、経験を積む機会が限られ、若手技術者の育成や技術継承の妨げとなります。将来的な担い手不足が懸念される中、資格保有や技術力、施工体制等を総合的に評価し、実績の有無にかかわらず参加できる機会を確保していただきたくお願いいたします。
9	実施方針	10	第3章	3	(2) イ	本施設の設計・建設を行う者の要件 (b)	監理技術者について入札参加資格審査申請時には氏名の登録を不要としていただきたくお願いいたします。 また、登録が必要な場合は本要件を満たすものを配置することで変更可能であることを明記していただきたくお願いいたします。
10	実施方針	10	第3章	3	(2)	各業務を行う者の要件	運営・維持管理についても、共同企業体を結成し行うことをお認めいただきたくお願いいたします。
11	実施方針	10	第3章	3	(2) ウ	本施設の運営・維持管理を行う者の要件 (c)	現場総括責任者について、契約から運営開始まで長期であるため、入札参加資格審査申請時には氏名の登録を不要としていただきたくお願いいたします。 また、登録が必要な場合は本要件を満たすものを配置することで変更可能であることを明記していただきたくお願いいたします。
12	実施方針	23	別紙2	設計段階		測量・地質調査リスク	契約締結後に土壌汚染のおそれが生じた場合、追加費用及び工期への影響については、貴組合の負担としていただきたくお願いいたします。
13	実施方針	23	別紙2	設計段階		設計変更リスク	入札公告時に提示される資料及び図面等から合理的に読み取れる条件に基づき施設配置等を計画した結果、契約締結後に土砂災害特別警戒区域への抵触が判明し、追加対策、施設配置変更、設計変更等が必要となった場合の追加費用及び工期への影響については、貴組合の負担としていただきたくお願いいたします。
14	実施方針	24	別紙2	建設段階		工事費増大リスク 工事遅延リスク	入札公告時に提示される資料及び図面等では予期できなかった地中埋設物（埋設廃棄物、地下構造物、埋蔵文化財等）、地中障害物による工事費増大リスク及び工事遅延リスクは、貴組合の負担としていただきたくお願いいたします。
15	実施方針	24	別紙2			リスク分担表（案）	受入廃棄物の量及び質の変動は事業者で制御できない要因であることから、計画条件から著しく乖離した場合の協議条件及び費用負担の考え方を明確に示していただくことを希望します。

N o	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見等
16	実施方針	24	別紙2	注2)	-	-	賃金及び物価変動の基準日を設定されると思いますが、入札書提出から特定事業契約締結までの期間に物価が大きく変動する可能性があるため、基準日を入札書提出日に設定していただけないでしょうか。